

## 北河内4市リサイクルプラザの業務に関する協定書

北河内4市リサイクル施設組合（以下「組合」という。）、枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市（以下「関係市」という。）は、北河内4市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）を安全かつ効率的に運営するため、次のとおり協定を締結する。

### （基本方針）

- 第1条 組合及び関係市は、循環型社会の形成を目指すため、廃棄物の減量・再利用・再生利用を基本に、相互に協力し、密接に連携して、関係市の家庭から分別排出されるペットボトル及びプラスチック製容器包装（以下「プラスチック製容器類」という。）のリサイクルを推進する。
- 2 組合は、プラザを安全かつ効率的に運営しなければならない。
- 3 関係市は、プラスチック製容器類の収集率及びリサイクル効率の向上に努めなければならない。

### （協定期間）

- 第2条 この協定の期間は、北河内4市リサイクル施設組合同規約（平成16年6月1日大阪府知事許可）第3条に基づき共同処理する事務が、変更又は廃止され、関係法令等が大きく変更される等の理由により、次条で規定する業務が不要になるまでとする。

### （業務）

- 第3条 関係市は、プラスチック製容器類を、北河内4市リサイクルプラザ搬出入計画書（以下「搬出入計画書」という。）に定められている通行ルート（以下「ルート」という。）を通過して、プラザに搬入するものとする。ただし、ルートが、緊急工事、不意の事故等により通行することができなくなった場合は、ルート以外の公道を通行することができるものとする。この場合、ルートを通行できないことが事前に把握できるときは、事前に組合に連絡を、事前に把握できないときは、事後速やかに組合に報告をしなければならない。
- 2 組合は、搬入されたプラスチック製容器類をペットボトル、プラスチック製容器包装及びその他残さに選別し、選別後のペットボトル及びプラスチック

ク製容器包装については、分別基準に適合するよう圧縮梱包処理して、適正に再商品化又は再資源化に供する。

3 前項の選別によって発生した残さのうち鉄類は、組合が適正に処分するものとし、その他の残さは、関係市がプラザから搬出して、適正に処理し、又は処分するものとする。

4 前3項に規定する業務は、搬出入計画書に基づき行うものとする。

(安全・環境保全)

第4条 組合及び関係市は、前条に規定する各業務の遂行に当たっては、法令を遵守するとともに、安全及び環境保全に配慮をしなければならない。

2 関係市は、北河内4市リサイクルプラザ施設管理規則（平成20年北河内4市リサイクル組合規則第1号。以下「規則」という。）を遵守しなければならない。

3 関係市は、プラザ内での各業務においては、組合の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第5条 関係市は、プラザの設備等を破損又は故障させた場合は、その過失に応じて、組合に賠償しなければならない。

2 組合及び関係市は、業務遂行の際にそれぞれ組合、関係市又は第三者に損害を与えた場合は、その過失に応じて相手方に賠償をしなければならない。

(委託等)

第6条 組合又は関係市が第3条に規定する業務を委託等することにより、組合又は関係市以外の者を立ち入らせるときは、当該立入りをを行う者にこの協定の規定及び規則に基づいて業務を行わせるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定書に定めのない事項が発生した場合又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、組合及び関係市が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書5通を作成し、組合及び関係市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 20 年 2 月 1 日

北河内 4 市リサイクル施設組合

上記代表者

管理者 馬場 好弘

大阪府枚方市

上記代表者

枚方市長 竹内 脩

大阪府寝屋川市

上記代表者

寝屋川市長 馬場 好弘

大阪府四條畷市

上記代表者

四條畷市長 田中 夏木

大阪府交野市

上記代表者

交野市長 中田 仁公